⑵　平成25・26年度における一般競争（指名競争）契約の参加資格を付与された後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）契約の参加資格を取り消される場合がある。

11　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、合併等後に経営事項審査を受審している者は、再度の一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請を行うことができる。

⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社

⑵　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

⑷　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑸　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

12　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

別記１の申請書の提出場所に同じ。

別記１　申請書の提出場所

⑴　林野庁国有林野部職員・厚生課福利厚生室施設営繕班

〒100―8952 東京都千代田区霞が関一丁目２番１号

電話番号（03）3502―8111　内線6335

⑵　北海道森林管理局経理課

〒064―8537 北海道札幌市中央区宮の森３条七丁目70番地

電話番号（011）622―5214

⑶　東北森林管理局経理課

〒010―8550 秋田県秋田市中通五丁目９番16号

電話番号（018）836―2186

⑷　関東森林管理局経理課

〒371―8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

電話番号（027）210―1149

⑸　中部森林管理局経理課

〒380―8575 長野県長野市大字栗田715番地５

電話番号（026）236―2573

⑹　近畿中国森林管理局経理課

〒530―0042 大阪府大阪市北区天満橋一丁目８番75号

電話番号（06）6881―3534

⑺　四国森林管理局経理課

〒780―8528 高知県高知市丸ノ内一丁目３番30号

電話番号（088）821―2060

⑻　九州森林管理局総務部契約適正化専門官室

〒860―0081 熊本県熊本市西区京町本丁２番７号

電話番号（096）328―3520

別記２　建設工事契約のインターネット申請に係る納税証明書等の送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

ファクシミリ番号（06）7506―9497

別記３　測量・建設コンサルタント等契約のインターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先

添付書類送付先　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東地方整備局一元受付ヘルプデスクあて

競争参加者の資格に関する公示

前橋地方合同庁舎（仮称）⑿建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年11月１日

関東地方整備局長　森北　佳昭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事名　前橋地方合同庁舎（仮称）⑿建築工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　群馬県前橋市大手町２―３―２他

３　工事内容

敷地面積　5,473㎡

［庁舎］

構　造　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地上11階　地下１階　塔屋１階建て

建築面積　約1,900㎡

延べ面積　約16,500㎡

用　途　庁舎

［自転車置場］

構　造　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋建て

建築面積　約100㎡

延べ面積　約100㎡

用　途　自転車置場

工事種目　庁舎　新築１棟

自転車置場　新築１棟

工作物　新設一式

外構　新設一式

造園　新植一式

４　申請の時期

平成24年11月１日から平成24年11月26日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成24年11月27日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成24年11月１日から

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において、特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成24年11月１日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２―１及び別記様式２―２を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成24年３月30日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

第明治三十種郵便物認可